

道州制のあり方研究会第4回会合の概要について

- 1 開催日時：平成25年6月17日（月）9:30～11:30
- 2 場 所：関西広域連合本部事務局大会議室
- 3 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
- 4 議 事：道州制のあり方について（中間報告案）

ポイント

- 中間報告案について大幅な変更を求める意見は無かったが、今後の検討について次のような意見があった。
 - ・ 大事なことは広域でのビジョンを決める権限をもつこと。また、決定されたビジョンが施策にしっかり結びつく仕組みをつくることが大事。
 - ・ 道州と市町村がどこまで密にコミュニケーションがとれるかは、道州の区域や市町村数、現実の補完体制にも関わるが、関西でシミュレーションを試みても良い。
 - ・ 関西には4つの政令市がある。大都市と道州の関係をもう少し議論すべき。地方制度調査会の大都市制度の改革に関する答申を踏まえ、さらに議論すればどうか。
 - ・ 自治体の自由度を高めるためには財源と権限が必要。また自治権を確立するためには課税権が重要であり、後半の議論で補う。
 - ・ 今後、ナショナル・ミニマム（社会保障・義務教育など）の議論は必要。
- 修正については座長一任。下記会議※を経て、次回会合（7/22）までに成案を取りまとめる予定。 ※6/22連合議会広域行政システムのあり方検討部会、6/29連合委員会

主な発言内容

(1) 具体的な政策分野に即した検討など

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 広域の産業振興やインフラ整備等に係るビジョン（計画）の策定と実施は区別できるのではない。大事なのは実施ではなく、圏域単位のビジョンを決める権限をもつこと。ビジョンの実現のための各事業を全て広域自治体が実施する必要はなく、民間、市町村、国等で実施することもできる。また、ビジョンが拘束力を持ち、施策にしっかり結びつく仕組みをつくることが大事。
- 道州と市町村がどこまで密にコミュニケーションがとれるかは、道州の区域や市町村数に関わる。現行の市町村を前提としたとき、水平補完と垂直補完のどちらが原則になるか。道州と市町村では事務内容が異なるが、道州が市町村を補完するための特別な体制を整えることが合理的なのか。こうした観点から、関西で粗くても良いからシミュレーションを試しても良い。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 具体的な政策分野を通じ、国からの権限移譲の上で、縦割り行政を横つなぎの（総合的な）行政システムに変えていくことを議論してきた。これは道州だけでなく、現在の府県などにも適用できるものであり、もっと踏み込んで議論すればどうか。

- 関西には4つの政令市がある。大都市と道州の関係をもう少し議論すべき。現在、国の地方制度調査会で、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する議論がされており、答申が出た段階でその内容も参考に、さらに議論すればどうか。
- 日本の道州制議論は国際的に見てどのような特徴があるのか、仮に道州ができて人口規模も大きすぎるのではないか。最近の欧州の例も見ながら、日本の道州制について議論すればどうか。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 「分権とは自治体が自由度を拡大すること」との意見があるが、そのためにはまずは自主財源を確保することが必要。道州の課税権をどう考えるのかは、今後の議論が必要。

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 森林保全は、既存の制度の枠内でのイメージに留まっているが、統治機構そのものから検討すべき。林業や自然保護だけでなく他の分野も含む総合的な森林ビジョンをつくる必要があるのではないか。このなかで道州を中心とした垂直的な調整や水平連携を通じた事業実施ができるのではないか。
- 自治体の自由度を高めるためには財源と権限が必要。また自治権を確立するためには課税権が必要。これらの点については、後半の議論で補っていききたい。
- 国土形成計画では、国は地方の意見を聞くが、最終的な決定は国でなされることに問題がある。ビジョンの策定権限と実施のための財源などを広域自治体と基礎自治体に移譲し、広域自治体が、市町村、利害関係者等と自ら調整できることが大事。
- 4つの政策分野についてさらに議論を深めれば、共通の広域行政のあり方のイメージができると思う。
- 大都市および小規模市町村と道州の関係を議論するには、関西でシミュレーションすることも必要。これまでの郡や都道府県の例を見ても、広域自治体が密接な対話を通じて調整・補完ができる市町村数は30～50程度が限度ではないか。
- ナショナル・ミニマム（社会保障・義務教育など）の議論は必要。

(2) 「道州制基本法案（骨子案）に対する懸念や指摘」

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 「国の関与」については、国が引き続き担う役割に応じて決まってくるはず。自主執行権の記述において整合をとるよう修正すべき。
- 住民自治のあり方については、各自自治体が考えるべきことと、国全体としてどこの自治体においても最低限保障されるべきことの2つが考えられるのではないか。
- 地方の意見の反映において、「さらなる国民的議論の喚起が必要」そのために「道州制国民会議に関西広域連合を参画させよ」と続いているが、「多様な地方の意見を反映する必要がある」という記述を入れるなど、これらの関係をもう少し分かりやすくした方が良い。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 「自主組織権の尊重」と関係して、住民自治のあり方について、最低限保障されるべき国民参政権等と（広域自治体が担う）それを越えるものの議論は分けて考える必要があるのではないか。

■村上委員（大阪学院大学経済学部教授）

- 地方意見の反映について、道州の区割りに関しても住民意思を反映するような手続きを求めるべきではないか。

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 住民自治のあり方について、国として、例えば「参政権の平等」くらいは保障されても良いのではないか。